

現場説明書

工事名 根子川林道改良工事

工事場所 山形県西村山郡西川町大字大井沢字中山外 18 国有林 75、83 林班地内

東北森林管理局
山形森林管理署

1 施行位置

(1) 工事現場までの経路

西川町の国道 112 号線を鶴岡方向に向かって進み、月山湖付近で大井沢方向に通じる県道 27 号線に入る。県道 27 号線を道なりに約 11.2km 進んだ地点を右折し、さらに道なりに 100m 進んだ大神宮及び根子バス停の十字路が林道起点であり、林道起点より約 3.0km 進んだ地点が工事箇所である。

(2) 最寄り駅等から現場までの距離

起 点	距 離	起 点	距 離
山形森林管理署	47.2 k m	根子バス停	3.0 k m
西川町役場	30.1 k m		
左沢線左沢駅	40.3 k m		

2 施工上留意すべき事項

(1) 支障木の処理方法について

工事支障木については、当初は見込んでいない。

必要になった場合は監督職員と協議のうえ、工事受注者が適切に処理すること。

(2) 保安林等について

施工地は水源涵養保安林であるため、施工時には立木等に損傷を与えないよう十分注意すること。

(3) 他事業との関連について

特になし。

(4) 民地並びに民地施設との関連について

根子川林道は西川町との併用林道になっており、一般車両が走行する可能性もあるため、工事施工中は十分注意すること。

(5) 安全上の注意について

ア 労働基準法、労働安全衛生法、道交法、建設業法、その他諸法規を遵守すること。

イ 別紙「労働災害の未然防止についてのお願い」についても留意されたい。

(6) 余切りについて

余切り量は、林地開発規制、環境保全対策上の残土処理に大きな影響を及ぼすため発生をできるだけ少なくするよう注意されたい。

(7) その他

ア 丁 張

切取箇所では土質区分の明確でない断面については、土工標準図に示された勾配の逆丁張りにより法頭を決定し、施工途中で岩盤等が露出した場合は更にその土質にあった勾配の逆丁張りにより、その法頭を決定する。

イ 緑化工

種子吹付工については、発芽状態の不良な箇所がある場合は補充吹付け等を行い、生育後において施工面を覆う状態にしなければならない。

(8) 現場代理人の兼務について

該当なし。

3 契約約款との関連

(1) 契約約款第13条第2項に基づき検査を受けて使用すべきものと指定する工事材料

- | | | |
|--------|-----|----------|
| ア 鉄 | 筋 | 証明書による確認 |
| イ 杭 | 類 | 径、長さ、品質 |
| ウ アンカー | ボルト | 径、長さ、品質 |

(2) 契約約款第14条第1項事項に基づき監督職員の立ち会いのうえ調合し又は調合について見本検査を受けるものと指定する工事材料

- | | | |
|----------|--------|------------|
| ア レイミキスト | コンクリート | 品質、規格 |
| イ 現場練り | コンクリート | 配合比率、品質、規格 |
| ウ 調合 | ペイント | 品質、規格 |
| エ 種 | 子 | 配合比率、品質、規格 |

(3) 支給材料及び貸与品について

契約約款第15条第1項の「支給する工事材料及び貸与する建設機械器具」は次のとおりとする。

・ 飯桁 (L=28.0m)

(4) 契約約款第16条第1項による「工事用地」の位置

「根子川林道：山形県西村山郡西川町大字大井沢字中山外 18 国有林 75 林班地内」

利用区域が常に明確に識別できるよう、周囲の主要な箇所境界標及び見やすい適当な箇所に標識を設置すること。

4 橋名板の記入および取付方法

林道起点側右 (終点に向かって)	森林管理署名
〃 左 (〃)	漢字橋名
林道終点側右 (起点に向かって)	竣工年月日
〃 左 (〃)	ひらがな橋名

5 鋼桁の使用について

耐候性鋼材を使用するため、塗料が不要となったので、取り扱いにあたっては、次のことに注意すること。

- (1) 運搬・架設にあたっては十分注意し、きずをつけないようにすること。
- (2) コンクリート等によるよごれは、ただちにブラシにより洗浄すること。
- (3) 排水管は塗装すること。

6 火薬庫等の取扱いについて

設置した事実に基づいて、設計変更で処理する。

7 現道補修について

- (1) 施工区間
- (2) 路盤材補修 材料名：RC-40、規格：0-40mm
- (3) 路盤材補充の場合、数量の確認資料を提出しなければならない。
- (4) 現場補充区間の工事写真は、施工前の状況及び施工後の状況を撮影の上、提出しなければならない。
- (5) 補修区間の起終点には必要に応じてバリケードを設置すること。
- (6) 作業中は安全を確保しながら、他の交通を妨げないものとする。
- (7) 指定仮設費に準ずるものとして設計変更の対象とする。
- (8) 監督職員が別途指示する場合は、その内容によること。

8 工事看板等の設置

- (1) 工事看板等又は工事を周知する掲示物は、地元住民や通行車から認知される場所に設置し、工事の実施に関し周知させること。
- (2) 工事看板は木製工事用看板枠工を標準とし、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を

明記すること。

(3) 監督職員が別途指示する場合は、それによること。

9 契約の保証について

入札説明書、入札注意書、契約約款のとおり。

なお、予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

10 前金払について

受注者は、約款第34条第1項の前払金の支払について、請負代金額300万円以上の場合にあっては請求することができるが、請負代金額300万円未満の場合にあっては請求できないものとする。

11 元請・下請関係の合理化について

工事の適性かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者に役割に応じた責任を明確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払いをできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は120日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めなければならない。

12 再生資源利用計画書について

特記仕様書「建設工事に係る資材の再資源化等について」に規定する「再生資源利用計画書」は、別表イの「再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—」と別表ロの「再生資源利用促進計画書—建設副産物搬出工事用—」である。

13 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について

特記仕様書「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について」に規定する所定の様式は、様式—1「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」と様式—2「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」である。

14 間伐材、合法性・持続可能性を証明された木材の利用促進について

特記仕様書「木材の調達に関する特記仕様書」に規定する木材の合法性、持続可能性の証明書は、様式—3、様式—4、様式—5、様式—6を参考とし任意の書式で提出しなければならない。

15 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 支出負担行為担当官（分任官含む）が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント

等業（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事等において、暴力団員による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

16 土木工事の工期に係る余裕期間について

本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和5年6月13日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んでいます。なお、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。

また、入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとする。

余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事に着手できるものとする。なお、協議の際には、施工計画書の変更に基つき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出するものとする。

17 工事に使用する資材価格等の公表について

本工事に使用する資材等のうち、東北森林管理局経理課及び局ホームページで価格を公表していない資材等の種類、品質、規格、寸法等については、下表のとおりとする。

資材等の価格の公表

資材、工種等名称	規格・寸法等	備考
再生クラッシャーラン	RC-40 (0-40mm)	採用単価 見積による 5,905 円/m ³
生コンクリート（普通）	18-8-40N	採用単価 見積による 28,900 円/m ³
生コンクリート（普通）	24-8-25 (20) N	採用単価 見積による 29,700 円/m ³
生コンクリート（普通）	30-12-25 (20) N	採用単価 見積による 30,600 円/m ³
鉄筋工	加工・組立 一般構造物	採用単価 市場単価による

異形棒鋼	SD345 D16	採用単価 物価資料による
〃	SD345 D19	採用単価 物価資料による
〃	SD345 (小口) D13	採用単価 物価資料による
〃	エポキシ樹脂塗装費	採用単価 物価資料による
可動ゴム支承 A1側	φ270*52 (SGメッキ、W=232.0kg)	採用単価 見積による 967,000/基
固定ゴム支承 A2側	φ270*52 (SGメッキ、W=421.0kg)	採用単価 見積による 1,368,000円/基
高力ボルト	トルシアボルト S10TW各種	採用単価 物価資料による
異形棒鋼	SD345各種	採用単価 物価資料による
橋梁用伸縮継手装置 設置手間	新設 普通型	採用単価 市場単価による
伸縮装置材料	ブロフジョイント CDx型-40用 車道用	採用単価 見積による 117,500円/m
〃	ブロフジョイント CDx型-20用 車道用	採用単価 見積による 91,500円/m
〃	遮水エッジL-40用	採用単価 見積による 59,000円/箇所
〃	遮水エッジL-20用	採用単価 見積による 56,000円/箇所
〃	バックアップ材 (ウレタンスポンジ) 75*1000	採用単価 見積による 1,400円/本
〃	シール材 (シリコン系)	採用単価 見積による 7,500円/ℓ
〃	通し筋 (D16*4230 10本)	採用単価 見積による 300円/kg
〃	CDx型用接着剤 (40用)	採用単価 見積による 12,000円/組
〃	CDx型用接着剤 (20用)	採用単価 見積による 8,000円/組
地覆工	シール材	採用単価 物価資料による

排水装置	直管 (VP200A) *1996 4-φ12 孔 45度カット	採用単価 見積による 36,000 円/本
〃	取付金具 (SM400AW、SS400) B、N 含む	採用単価 見積による 28,500 円/組
耐雪型ガードレール (新 Gr-B2~4-2B)	路側用・コンクリート建込・ 塗装	採用単価 物価資料による
〃	ビーム補強金具	採用単価 物価資料による
〃	Uボルト	採用単価 物価資料による
橋歴板	300*200*13 (JIS H 2202) 鋳物用銅合金地金	採用単価 見積による 40,200 円/枚
耐雪型ガードレール Gr-B4-2B	直ビーム B 3.2*350*4330	採用単価 物価資料による
〃	袖ビーム B 2.3*382*660	採用単価 物価資料による
〃	直支柱 B φ114.3*4.5*1100	採用単価 物価資料による
〃	ブラケット B 6.0*120*31*300	採用単価 物価資料による
〃	ビーム取付用ボルト・ナット M16*35	採用単価 物価資料による
〃	取付ボルト M20*145	採用単価 物価資料による
〃	ビーム補強金具 6.0*75.5*300	採用単価 物価資料による
〃	Uボルト M16*160*132	採用単価 物価資料による
大型ブロック積工	大型積みブロック	採用単価 物価資料による
カーストップ	CS-7KS	採用単価 見積による 32,100 円/基
構造物とりこわし工	昼間施工、鉄筋構造物 人力施工」、時間的制約：無	採用単価 標準単価による
産廃処分費	コンクリート殻	採用単価 山形県の公表単価による
支給品 (鋳桁)	工場製作原価	採用単価 10,002,549 円/式

18 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

19 施工体制台帳の作成及び提出について

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合には、その下請金額にかかわらず、建設業法に規定する施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出すること。

20 電子納品について

受注者は、標準仕様書 3-1-1-7 に規定する工事完成図書を納品しなければならない。
ただし、電子納品の範囲等については監督職員と協議により決定することとする。

21 建設業退職金共済制度について

(1) 受注者は、特記仕様書に規定することのほか、工事完成後には標準仕様書 1-1-1-47 に規定する掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提出すること。

(2) 受注者は掛金納付を証紙貼付方式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な共済証紙が不足した場合には必要な日数の共済証紙を追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

また、工事完成時には工事別共済証紙受払簿を監督職員に提出すること。

(3) 受注者は掛金納付を電子申請様式により行った場合は、変更契約による増額又は増工により、対象労働者の就労日数が増加したこと等により、掛金充当に必要な退職金ポイントが不足した場合には必要な日数の退職金ポイントを追加購入するとともに、当該購入に係る掛金収納書を工事完成までに提出すること。

22 建設発生土の搬入

該当なし。

共通単価の補正事項

補正事項	補正の有無 (○・×)	補正内容	補正係数	加算額	備考	
通勤補正	×	直接工事費の労務費	1.00	—		
冬期補正	×	労務費	1.00	—		
機械損料補正	○	豪雪地域割増	10%	—		
コン デ ク リ ー ミ ク ス ト	地域補正	○	地域割増	—	—	
	小型車補正	×	小型車割増	—	—	
	冬期補正	×	冬期割増	—	—	
週休2日補正	○	直接工事費の労務費	1.05	—	補正係数	
	○	直接工事費の機械経費(賃料)	1.04	—	補正係数	

諸経費等の補正事項

工種区分 : 鋼橋架設工事

工種	諸経費	補正事項	補正率・係数	備考
	共通仮設費	地域補正	1.3	
	共通仮設費	被災地補正	—	
	共通仮設費	週休2日補正	1.04	補正係数
	現場管理費	地域補正	1.0	
	現場管理費	冬期補正	—	
	現場管理費	被災地補正	—	
	現場管理費	週休2日補正	1.06	補正係数
	一般管理費	契約補正	+0.04	
	一般管理費	前払金補正	1.0%	

労働災害の未然防止について

東北森林管理局

当局の発注する林道及び治山工事における労働災害の防止については、労働安全衛生諸法令等に基づき積極的に取り組んでいただいているところですが、今後とも労働災害の未然防止のため、特に次の事項について現場作業員各人まで徹底されるようお願いいたします。

1 工事現場における安全について

- (1) 諸法令等を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行うこと。
- (2) 墜落、物の飛来等による危険の防止措置を的確に行うこと。
- (3) 退避場所、避難方法等を徹底し、習慣化に勤めること
- (4) 保護具の完全着用と諸施設の点検・整備に努めること。
- (5) 車両系建設機械については、作業時はもとより、積み卸し、自走による移動時等においても、安全作業の徹底に努めること。
- (6) 火薬類、油脂燃料の保管・取扱いには、万全を期すこと
- (7) 安全上必要な場合は、関係者はもとより部外者に対しても、立入禁止、危険箇所等の表示等適切な措置を講ずること。
- (8) 仮設宿舎、休憩所等の設置に当たっては、土砂崩壊、地盤決壊、土石流等の危険に十分留意すること。

2 林道等の通行について

工事箇所に通じる林道等の通行に当たっては、安全運転に努めるとともに、他事業における利用者と十分な意思疎通を図り、円滑な運行に努めること。

3 異常気象時の措置について

- (1) 台風、豪雨等により危険が予測される場合は、情報の収集に努めるとともに、作業の中止、避難、下山等の判断を早期かつ確実に行うこと。
- (2) 台風、豪雨等の後の作業再開に際しては、事前に作業現場の見回りを行うなど安全の確保を図ること。

4 土石流対策について

土石流の発生・到達するおそれのある現場においては、「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」等に基づく安全対策を講ずること。

5 その他

- (1) 現場内への資材納入業者及びその従業員に対しても、安全上の指導と協力を要請すること。
- (2) 山火事防止のため、火気の手扱いは十分注意すること。
- (3) 工事の開始に当たっては、森林管理局・署等や関係機関と必要に応じて打合わせをすること。

様式-1

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	受注者名	
項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模	象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事
	<input type="checkbox"/> 自然条件等	特殊な土壌。地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無
	<input type="checkbox"/> 社会条件等	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化の対応
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質関係	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目に□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

様式 - 2

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			/
項 目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

様式－3 【伐採段階（森林所有者）の証明書の例】

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林であり、森林の伐採に関する法令に照らして合法に手続を行っているものであることを証明します。

記

- 1 物件（森林）所在地：
- 2 伐採面積
- 3 樹種
- 4 数量
- 5 その他：（納品書等があればその旨を記入）

* 本様式による証明書の作成に代えて、伐採届や伐採許可書等の写しを引き渡すことで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－4 【伐採段階（素材生産業者）の証明書の例】

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された原木です。

記

- 1 樹種
- 2 数量
- 3 その他 = (納品書等があればその旨を記入)

* 業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他：(納品書番号等を記入)

* 業界団体の認定を得て行う証明の場合に記載する。認定番号を記載することで、団体行動規範に基づく分別管理、書類管理、情報公開等の適切な実施が担保されていることを示す。

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

様式－6【納入段階の証明書の例】

証明書番号

令和 年 月 日

合法性、持続可能性証明書

殿

事業体の名称

事業体の所在地：

認定番号

代表者氏名

下記の物件は持続可能な森林経営を行っている森林から合法的に伐採された木材のみを原料としております。

記

- 1 品目
- 2 数量
- 3 その他：(納品書番号等を記入)

* 本様式による証明書の作成に代えて、既存の納品書等に上記の情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

* 合法性のみを証明する場合は、持続可能性に係る記述を省略する。

別表ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量(掘削等)のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

コード*14(コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 =⑤/①(%)		
		②利用量	③減量化量	④現場外搬出量	搬出先名称	区分	搬出先場所	再資源利用の種別	最終処分場の種別	その他	⑤再生資源利用促進率						
建設副産物の種類					搬出先名称	区分	搬出先場所	再資源利用の種別	最終処分場の種別	その他							
建設資材廃棄物					搬出先名称	区分	搬出先場所	再資源利用の種別	最終処分場の種別	その他							
建設廃棄物					搬出先名称	区分	搬出先場所	再資源利用の種別	最終処分場の種別	その他							
建設発生土					搬出先名称	区分	搬出先場所	再資源利用の種別	最終処分場の種別	その他							
合計																	

記入の必要は有りません

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(再資源利用促進)
再生資源利用促進
(再資源利用された場合)
1.他の工事現場(内陸・公共・民間を含む)
2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)
3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合)
4.建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている場合)
5.その他(具体的に記入)

最終処分場・その他
(処分された場合)
6.最終処分場(海陸処分場)
7.最終処分場(内陸処分場)
8.建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)
9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間処理施設
10.その他(具体的に記入)

注2.再生資源利用促進率について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種別(コード*13)が1.~5.の合計